

2015年11月16日

山形県知事  
吉村美栄子様

日本労働組合総連合会  
山形県連合会（連合山形）  
会長 岡田新一

## 「2016年度山形県予算編成」に向けた連合山形の要請

日頃より貴職の県民生活向上にむけた行政施策の推進に敬意を表します。

さて、私ども連合山形として次のとおり「2016年度山形県予算編成」に対する要請をまとめましたのでお取扱い下さるようお願いいたします。

私どもは、組織内での県政に関わるいくつかの課題を討議し、連合山形として「働くことを軸とする安心社会」の実現を目的に、5分野の課題について要請を取りまとめました。

これらの趣旨を十分考慮いただき、その実現にむけ県政に反映されますよう要請します。

以上

# 2016年度「山形県予算編成に向けた」連合山形の要請

## I. 行政改革について

### 1. 「地方創生」の取り組みについて

(1) 総務省が2015年7月1日に発表した1月1日時点の住民基本台帳に基づく人口動態調査によると、山形県は、10,575人減で増減率0.92%。秋田、青森、高知に次ぎ4番目に高い減少だった。人口減少問題への対策を強化し、県内からの転出を減らし、若者の定住促進に向けた施策を講じること。また、若者が安心して結婚・出産・子育てできる環境づくりに重点を置き、出生率の低下に歯止めをかける施策を講じること。

(2) 山形市は、政令都市に準じた権限を持つ「中核市」移行に向けた検討を2015年度に始めるとしている。保健所業務や産業廃棄物業務などの専門的な知識や経験が必要な分野の人材確保などの課題があり、さらに専門性の高い事務は、事前に十分な研修が必要となる。中核市移行した場合にスムーズな引継ぎが行えるよう、山形県と山形市は調整を行い、職員研修や人材派遣などの協力を行うこと。また、安易に職員削減を行わないようにすることとともに、中山間地を中心とする地域の対策が不十分とならないように、持続可能な地域づくりのための経済政策を講じること。

### 2. 行財政基盤の強化について

(1) 行財政基盤の強化および地方分権の推進に資する行政体制の確立を進めるために、地方行政の基盤強化や行財政運営の効率化をはかるとともに、県をはじめ区域を越える広域的行政課題に対応するため、住民合意のもと、広域連合制度を活用すること。

(2) 財政情報や財政運営情報を開示し、議会審議や監査の充実、オンブズマンによるチェック等、地方自治体財政の健全性確保に向けた仕組みを構築する。また、住民参加による行政評価を徹底して、必要性の低い公共事業は縮小・廃止する等歳出構造を見直し、効率的な公共サービスの提供を進めること。

### 3. 公契約条例の制定について

公契約条例を制定し、そのなかで公正労働基準と労働関係法の遵守、社会保険の全面適用等を公契約の基準とすること。また、条例を制定することで、違反企業に対する発注の取り消しや違約金の納付制度等のシステムづくりを進め、併せて、発注側(国や県等)についても、改正官製談合防止法の適切な運用や公務員の天下り規制強化等によって、談合等を生み出さないしくみを強化すること。

#### 4. 指定管理者制度の導入について

(1) 指定管理者制度は、2003年の地方自治法一部改正により、公的施設の管理を外部にゆだねる場合、従来の公的団体による管理委託制度から、民間事業者なども参入できる本制度に移行となったものであり、県が所管する多くの施設に導入されている。本制度の目的は、施設の管理経費の節減と利用者のサービス向上の両立を図ることとされ、指定期間などの詳細は条例で定められるものである。制度の実施にあたっては、経費の節減による、雇用される労働者の賃金、労働条件への影響や、指定期間ごとに指定管理者が代わることで、雇用問題も生じる恐れがあることから、労働者に十分配慮した制度の適切な運用を行うこと。また、公的施設の管理責任はあくまで当該自治体にあることから、安易な指定管理者制度の導入とならないようにすること。

#### 5. 防災・減災の対策について

(1) 防災・減災に資する情報通信体制を確立するとともに、すべての県民が様々な制約に縛られることなく、かつ安心・安全にICTを利活用できるよう必要な対策・政策を着実に推進し、障がい者や外国人に対しても確実に情報が伝わるよう施策を講じること。

(2) 自治体における防災担当者の育成・確保や平時におけるLアラートなどを利用した総合的防災演習の充実を図ること。

#### 6. 新公立病院改革ガイドラインについて

(1) 総務省の新公立病院改革ガイドラインで、地方公共団体に対し、新公立病院改革プランの策定が求められている。再編ネットワーク化では財政措置も行うことになっているが、その目的は全体の病床削減であり、山形県全体では、医療過疎化が一層進むおそれがあるため、県としてそのような事態にならないように国に対し要請を行うこと。

#### 7. 男女平等参画社会の実現に向けて

(1) 女性の活躍促進を意図する施策や雇用方針が各方面から発表されているが、女性が企業で能力を発揮し、女性の登用を促進するためには、家事・育児・介護等との両立支援などの女性の働く環境を整備するとともに、企業経営者への働きかけなどによる理解の醸成をはかることが必要である。ワーク・ライフ・バランスを推進し、男性も女性も、すべての者が共に活躍できるような施策と予算編成を図ること。

(2) 平成22年度の調査では、山形県の共働き世帯率は全国2位と高く、その中で育児をしながら働いている女性の割合が72.5%と全国2位である。そのような状況の中、山形県における市町村の男女共同参画計画の策定率は、全国市町村の平均を下回っている。山形県として各市町村に対し、男女共同計画の策定を行うよう指導すること。

## 8. 自治体職場における非正規労働者の処遇改善について

(1) 非正規労働者は、年々増え続け、総務省調査で2014年には、雇用者全体の37.4%、1962万人にも上っている。自治体職場においても、非正規雇用である「臨時・非常勤等職員」が2012年の自治体の全国調査において、全職員の30%、70万人を超えると推定されている。非正規労働者は、低賃金かつ不安定雇用、正規労働者と著しい格差が生じており、大きな社会問題となっていると同時に、人口減少、少子高齢化の大きな要因にもなっている。問題解決のため、県内における安定雇用拡大等に向けた事業に引き続き取り組むとともに、県が雇用する非正規（臨時・非常勤）労働者の雇用安定、処遇改善についても率先して取り組むこと。

## 9. マイナンバー制度導入に向けた安全管理について

(1) 2015年10月にすべての住民に対してマイナンバーが通知されることになっているが、マイナンバー制度では自治体と年金機構や税務署の間など、団体間での情報共有が必要になり、厳格な安全管理が求められる。マイナンバー制度導入にあたっては、一部の組織の対応などではとどまらなくなるのは明らかであり、全体的な対応が必要となるため組織の見直しとともに、制度の運用や業務からシステムに至るまでの流れを一元的に統括する部署の設置などを行い、情報漏えい等ないよう各市町村に対策を講じるよう指導すること。

## Ⅱ. 雇用・労働について

### 1. 安心して働き続けられるための職場環境の改善について

山形県は平成26年4月、「職場におけるパワーハラスメントの防止等に関する指針」を策定した。しかし、総務省の「山形県労働条件等実態調査」によると、山形県の40%以上の事業所で職場のパワーハラスメント対策を実施していないという調査結果が出ている。また、会社トップの宣言や方針に定めたという事業所も18.5%に留まっている。

このことから、まだまだパワハラに対する職場風土の醸成が図られていない現状が覗える。この現状を打破するため、策定趣旨をより多くの事業主や企業に周知徹底し、パワハラによる不幸な離職に繋がらない様な更なる取り組みを強化すること。

### 2. 女性がいきいきと活躍できる職場づくりの促進について

政府は「2020年まで指導的地位に占める女性30%」という政策を掲げているが、内閣府調査によると、山形県は都道府県別の管理職(会社役員、管理的公務員等)の占める女性の割合が13.6%で全国47都道府県中30位、地方公務員管理職に占める女性の割合は3.7%で43位となっている。まだまだ低いレベルであると言わざるを得ない。

国の政策を実現するには、「女性の活躍を阻む職場環境と慣行の改善、女性の能力発揮をさらに促進するためのポジティブ・アクション」が重要である。このことを周知徹底させるため、県内各企業・団体の労使の努力を後押しするような実効性のある条例を制定すること。

### 3. 障がい者が地域で安心して生活できる社会の実現に向けた取り組みについて

山形県の障がい者の雇用状況は、民間企業実雇用率1.88%、公的機関実雇用率2.39%、共に前年度の実雇用率を上回っている。また、民間企業の実雇用率については3年連続で過去最高を更新している。しかしながら、民間企業の実雇用率は法定雇用率2.0%を下回る数値であり、法定雇用率達成企業の割合も51.6%とまだ約半数が法定雇用率を下回っている状況にある。このことから、民間企業に対しては更なる障がい者雇用への理解と、認識の醸成を図る事が必要であると考えられる。

企業の求人ニーズに対応する在宅雇用を考慮し、在宅就労希望者の把握、在宅ワーカーの就労支援など、企業や労働局との連携強化を図りながら積極的に促進すること。さらに、一般企業へ就職困難な障がい者の就労支援として「障がい者就労・生活支援施設」が運営する店舗の拡大、授産品の販路開拓に向けた支援策の強化などきめの細かな対応をすること。

#### 4. ワーク・ライフ・バランスの実現について

労働者の年間総労働時間は、2000年以降概ね横ばいの状態にあり、長時間労働問題は一向に改善していない。長時間にわたる過重な労働が蓄積疲労をもたらし、過労死や精神障害に繋がる最大の要因であると考えられる。

長時間労働撲滅・過労死撲滅のために、山形労働局に設置された「働き方改革推進本部」の存在意義を強化するため連携を向上させること。そして、年次有給休暇の取得促進に向けた取り組みを強化し、働き方・休み方の見直し等を積極的に推進させること。さらに、労働者の健康を確保した適切な労働環境の運営が図られるよう「山形県ワーク・ライフ・バランス推進協定」の策定趣旨を各企業、団体、県民に対して広く周知啓発すること。

#### 5. 正社員求人倍率の向上、雇用ミスマッチの緩和について

(1) 高校卒業後に初めて就職した場合、山形県は100%に近い割合で正社員という結果が県の調査で明らかになった。しかし、就労3年程度で離職する若年層が約3割ほどあり、その後再就職しても、なかなか正社員にはなれないという状況にある。結果的に非正規の低賃金で働く事を余儀なくされ、最低賃金の高額な都会へと労働人口が流出してしまう傾向が否めない。また、労働需要のミスマッチも依然継続している状況にあり、建設、医療、介護、保育等で人材不足が深刻化している。

山形県として若年層の早期離職や、企業の人材不足の問題分析を早急に進め、解決の実効性のある対策を講ずること。

(2) 山形県は、「地方創世に向けた先端・成長分野の産業集積による雇用創造プロジェクト」において「正社員の求人对策、雇用のミスマッチ」に取り組んで行くこととなった。連合山形として期待しているところであるが、さしずめ「成長・先端分野」だけに限らず、正社員対策とミスマッチの解消が図れるようなプロジェクトがスピード感を持って推進されることを求める。

### Ⅲ. 産業・環境政策について

#### 【産業政策】

##### 1. ものづくり政策について

地域のものづくり産業がグローバル競争を生き抜いていくためには、最先端技術、高機能製品の研究・開発を強化し、現場の地道な努力を重ねて高品質製品を供給するなど、付加価値分野における比較優位性を確保する経営力を高め、地域企業のものづくりの強みをさらに追及していくことが重要であります。

山形大学ではものづくりシニアインストラクター養成スクールを通じて、インストラクターの育成事業と活用事業を展開しており、活用事業では、コンサルタントを実施した企業において経営力とものづくり力が強化され、大幅な業績改善がなされた事例もあります。今後とも、ものづくりシニアインストラクターの活用を支援していただき、地域のものづくり力を強化すること。

##### 2. 山形県内主要駅のバリアフリー化支援について

「交通政策基本法」を受けて、高齢者、障がい者の移動等円滑化の促進に向けた公共交通の環境整備が方針化されている中で、バリアフリー法における利用客3000人/1日の基準に縛られることなく、鉄道駅のエレベーター設置に向けた取り組みを進められたい。特に山形県内においては、山形新幹線停車駅では唯一エレベーターが設置されていない高島駅、更に県内各ターミナル駅は、路線の乗り換えによる移動が発生し、階段の負担が必ず伴う現状となっていることから、赤湯駅のフラワー長井線、北山形駅、今泉駅、余目駅を対象とされたい。その実現に向け、大石田駅エレベーター設置の例にあるように、国、自治体、事業者の三者一体となった負担分担など、関係機関との調整をはかること。

##### 3. 山形新幹線のフル規格化の推進について

山形県では、平成25年度より「新幹線推進県民運動」に取り組みられ、今年、県民機運の醸成などをはかるため、「奥羽・羽越新幹線整備推進に向けたワーキングチーム」が設置されましたが、東京までの移動時間短縮による首都圏との観光等交流人口の増加や、フル規格化による山形駅（奥羽本線）の物流拠点整備など、早期実現へ取り組むこと。

##### 4. 路線バスへの財政支援について

交通路線維持費国庫補助金」があるが、現行の算出基準では、特に地方における過疎地域においては平均乗車密度及び運行回数も少ないため、キロ当たりの経常費用が必然的に高くなり、補助金が交付されても赤字が解消されず維持もままならない。したがって、乗合路線バス維持に向けて、県による単独補助金を拡大した予算措置を講じられたい。

併せて、現行の車両購入補助金が特定車両（2扉・低床車）のみ対象となっているが、路線によって対象車両が使用できない経路がある。（山形～長井線、米沢～白布線）したがって、対象外の車両（1扉車）に対しても、県単独での予算措置を講じること。

## 5. 県道月山公園線の対策について

鶴岡市羽黒地域と月山8合目駐車場を結ぶ県道月山公園線は、道路が狭く見通しの悪いカーブが連続し、車両の交差が困難な場所が多く、待避所はあるものの十分とは言えないため、事故やタイヤ脱輪などが発生している。八合目の駐車場が満車などで渋滞発生すると、通常1時間の運行が2～3時間でも到着しない場合があり、路線バス、貸切バスの運行に支障をきたす、観光客（自家用車）も引き返すなどした事例は少なくない実態にある。県として、社会実験等実施され実態を把握されていると思うが、安全面、環境面、観光客誘致面を鑑みると、次のいずれかの対応を検討すること。

- ①全区間の道路拡張と八合目駐車場の拡大
- ②往復の経路を別ルート化し、一方通行実施
- ③入り口付近に駐車場を設け、一般車両の通行禁止し、シャトルバス運行

## 6. トラック運転者の雇用政策推進等について

(1) 国民生活や産業活動を支える社会インフラとして「物流」が果たす役割の重要性は増している。「物流を制するものが、市場を制す」といわれるように、自治体において、産業の発展、新たな雇用創出、地域活性化に向けては、戦略的、かつ総合的な物流施策が必要と考える。また、労働力人口の減少下においては、必要な輸送能力を確保することや、地域における物流の効率化をはかるために、物流環境の改善、効率化のためのソフト・ハード両面にわたる総合的、計画的な取り組み等によって、物流機能を安定的に確保することが求められている。まずは、国が定めている「総合物流施策大綱」のような方針を県として掲げ、次のような内容を加味しながら、計画的着実な実行に取り組まれない。

- ① 県内産業の発展と、県民生活の向上をはかるための物流ネットワークの基盤の整備、
- ② グローバル化による県産品の国際物流の展開に必要なインフラ整備とロジスティクスにかかわる人材育成
- ③ 少子高齢化、過疎化進展による輸送網の確保（共同輸配送、貨客混載など）
- ④ 物流ボトルネックをなくし環境負荷の少ない、災害に強い物流の推進

(2) 物流分野における労働力不足の対策が喫緊の課題と考える。トラック運送業の魅力の向上と、そこに働く労働者の就労環境の改善をはじめとした人材確保、育成のための総合的な対策を早急に実施していくことが必要と考えます。トラック産業における健全化、活性化に向けて、人材の確保、育成、そして定着化をめざ

して取り込まれるとともに、地域の行政機関として、その対策に取り組むこと。

#### 7. 港湾の埠頭整備について

最近のコンテナ航路の増便により、海上コンテナの取扱量が急速に増加している。その結果、コンテナ置き場スペースの拡大により、作業範囲が狭められコンテナヤード内が狭隘化している現状にある。したがって、安全で効率的な荷役作業のために、利用業者の使いやすさのためにも、コンテナヤード用地の拡大と埠頭整備の促進に向けて、他の関係機関とも連携しながら、対応を検討すること。

#### 8. 農林水産業について

国内食料の供給が安定的自立的となるよう、農地中間管理機構の制度を最大限に活用し、担い手への農地利用集積を加速させ、持続可能な農業に向け取り組んでいきたい。また、農業がもつ国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の継承等多面的機能を維持すること。

### 【環境政策】

#### 1. 食品リサイクル推進について

「食品リサイクル製品 - 認証・普及制度」では認証された農作物や加工食品に識別マーク付与されておりますが、食品廃棄物等の再生利用の製品について十分に理解がすすんでおりません。普及・促進をはかるため、食品リサイクル肥料によって製造された農作物や加工食品について、同種の農作物よりも価格の引き下げを可能とする優遇措置を検討すること。

## IV. 社会保障について

### 1. 地域包括ケアシステム構築のための施策の充実につて

『医療・介護総合確保推進法』が成立し、重度の要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい生活ができるように、医療、介護、生活支援などのサービスが包括的に提供されるようにシステムの構築が県、市町村に求められている。

情報難民と言われる独居老人に対しても、必要とされるサービスがしっかり提供されるように指導すること。

また市町村長のリーダーシップの醸成はもとより、現場で制度を動かしていく人材の配置・育成を支援すること。

### 2. 医療に関する施策の充実について

(1) 地域包括ケアシステムが構築されるためには、総合的な医療従事者(医師、看護師)の確保対策が求められている。この4月に設置された「県地域医療支援センター」を有効に機能させ、具体的数値目標を定めて計画的に医師を確保すること。

また医師の地域偏在や内科、外科、産婦人科医師の診療科偏在を解消すること。

(2) 年々増加する女性医師の仕事と育児の両立を支援する「女性医師支援ステーション」が新設されるが、ニーズにあった多様な支援を提供すること。

(3) 看護師の「生涯サポートプログラム」の展開によって県内定着率が上がってきているものの、いまだ全国平均には至っておらず、潜在看護師の復職機会の支援拡充はもとより、さらなる労働条件・勤務環境の改善を図るなど、看護師の確保を図ること。

### 3. 介護に関する施策の充実について

(1) この4月の介護保険制度改定に伴い、地域支援事業の枠組みの中で要支援者に対する「訪問介護」「通所介護」は市町村事業として再構築され「新しい総合事業」に移行することになったが、市町村の財政力や多様なサービスの提供者の質によって、要支援者が求めるサービスに格差が生じないようにガイドラインを設け指導すること。

そのため協議体の円滑な運営の指導やコーディネーターの人材育成に努めること。

(2) 県では介護職員の人材育成・確保、定着と離職防止を図るために「介護職員サポートプログラム」を策定し、介護職員の確保を図るべく努力しているが、この4月の介護報酬の引き下げが職員の処遇や職場環境の悪化につながることをないよう指導すること。

とりわけ介護職員は他業種に比べて著しく賃金が低いほか、過酷な労働環境も相まって人材不足は深刻さを増しているため、処遇改善対策を早急に進めること。

#### 4. 子育て施策の充実について

- (1) 育休取得後の職場復帰のニーズが高いものの、年度途中での保育園の体制が整わず、受け入れ先ができるまで待つという現状となっている。子育て支援員制度を活用するとともに、そうした隠れ待機児童を解消すること。
- (2) 保育士サポートプログラムが、本年度に策定されるが、基本である安心して働き続けられる職場環境・処遇の改善を行うこと。
- (3) 仕事と家庭の両立の観点から、特に進んでいない「病児・病後児保育や緊急預かりサービス」のさらなる拡充に努めること。
- (4) 子どもの貧困率が深刻になっている。貧困は連鎖するといわれており、それを断ち切る施策が求められている。特にこのうち 54.6%が一人親世帯であり、自立を支援する具体的施策を展開、拡充すること。
- (5) 県は小学校3年生まで子どもの医療費無料化を打ち出しているものの、所得額により 県費と市町村費の二階建てで運営されている。県内ほとんどの市町村は義務教育修了時まで支援を続けるよう努力しており、せめて小学校3年生までは全額県負担とすること。  
合わせて、市町村により子どもの医療費負担に格差が生じている。県として統一した基準となるよう要請する。

#### 5. 生活困窮者自立支援制度の充実について

- 2015年4月から本格スタートした生活困窮者自立支援制度が本来の趣旨である、誰もが排除されず、社会とのつながりの中で自立できる支え合いの社会づくりを地域の総合力で進めることが求められている。特に今回任意事業となった「就労準備支援事業」「一時生活支援事業」「家計相談支援事業」「学習支援事業」は困窮状態からの出口づくりとして重要であり、県として各自治体で事業展開なるよう指導すること。
- 合わせて国に対して必須事業となるよう働きかけること。

#### 6. 高齢者の特殊詐欺撲滅対策の充実について

- 昨年の特種詐欺の被害額は1億8千万円に達した。一昨年は過去最高の被害額で昨年に比較して5千万円減少したものの、高齢者の高額被害が相次いでいる。
- 更なる被害撲滅に向けた取り組みを強化すること。

#### 7. 実効ある障害者差別解消対策の充実について

- 障害者差別解消法が2013年6月に公布され、来年4月に施行され、年度内の県条例制定の準備を進めているが、障害を理由とした社会的障壁や権利侵害の解消防止が強く求められることになる。その法の趣旨を広く啓蒙するとともに施行に向け

た具体的施策を実施すること。

#### 8. 乳幼児健診の充実について

自治体が行う母子保健法による乳幼児健診において、障害の早期発見の健診を充実させることはもとより、相談体制の充実と生活の支援など、健診をより総合的なものとして機能させること。

## V. 教育政策について

### 1. 教育環境の整備について

教職員の時間外労働が社会問題となっています。学校現場に労働安全衛生体制をより充実させ、ストレスチェック制度を全教職員に対し実施するなどして環境整備を図って行くこと。

### 2. 少人数学級の推進について

小学校2年以上に35人学級を早期に実現するため、国に働きかけて行くこと。

また、実施している「さんさんプラン」については、全国に先がけた取り組みであり今後とも、より充実させて行くこと。

### 3. 学校統合により出てくる廃校の利用について

廃校となった学校の施設が放置されている状態が散見していますが、学校統廃合を進めるにあたっては、施設の利用方法等についても同時に検討して進める様、県の関係部署を通して市町村に対し指導を行って行くこと。

### 4. 地域の特徴を生かした学習活動への支援について

学校が果たす地域のコミュニティとしての役割が重要となっています。

地域の特徴を生かし、積極的に外部講師などを活用した学習活動の支援をさらに充実して行くこと。

### 5. 共生の理解に向けての学校教育について

社会共生の観点からみると「人を受け入れる心」「弱者への理解」などの意識醸成は、小さい頃からの教育や環境が大きな要因を占めると考えます。

特別支援を要する子供たちが増える中、これまで以上に社会生活の中で障がいを持つ人たちとふれあう機会があると思います。

今後、健常者の子供たちが、障がいを持った人たちの存在を知らないまま、社会の中で接することになれば、ハンデを持つ人たちに対し戸惑い、マイナスのイメージを持ってしまう現状にあります。

インクルーシブ教育(共生教育)の一環として、特に小学校低学年の授業の中で、心身にハンデのある人の存在、特に知的、情緒、視覚等のコミュニケーションが難しい人たちの存在と、簡単な対処方法などを学ばせ、社会の仲間だということを事前に知る共生環境を県の教育政策として取り組むこと。

### 6. 障がい者の生活支援として、公共交通機関との連携について

現在特別支援学校、事業所などへ自立での通学、通勤する障がい者の数は今後更に多くなると考えられます。

県として社会共生の理念に基づき、関係交通機関に対し、障がい者対応マニュアルの整備、更には学校、事業所を通じ、一般の利用者向け障がい者の交通機関利用に関

してのガイドラインを示すなどして、障がい者の公共交通機関利用に關しての相互理解を深める取り組みを關係部署に働きかけ推進すること。

## 7. 工業高校教育の強化について

山形県内のものづくり産業の中核人材を育成する工業高校については、「地域の宝」であることの認識に立ち、その魅力を積極的に発信し、男女とも学びやすい環境整備、設備機械や実習材料に關する支援強化をはかること。

## 8. 教育の機会均等と「貧困の連鎖」防止・労働教育の推進について

- (1)「貧困の連鎖」を防ぎ、家庭の経済状況の格差が教育の格差につながらないように、社会的共通資本である義務教育は原則無償とし、すべての子どもが学ぶための教育機会の保障と環境整備を県としても推進して行くこと。
- (2)奨学のための給付金(国公立高等学校)については、支援が必要な家庭に漏れがないよう準用保護者への支援基準沿って周知を行い、十分に活用を行って行くこと。
- (3)県外への人口流失を防ぐために、県内大学・短期大学進学者への経済的支援策を講ずるとともに、同大学・短大と連携を強めて県内就職および定住促進策を講じること。また、県外への進学者に対するUターンを促す県の色々な施策について、保護者も含めて広く周知に努めること。
- (4)独立行政法人日本学生支援機構の奨学金の併用者(第一種と第二種両方の奨学金を貸与される者)に対しては所得連動型の返還制度を導入するよう、また、利用する際の手続きについての簡素化を国に働きかけて行くこと。
- (5)幼児期から高等教育段階まですべての教育課程で、働く上で必要な社会保障や労働法等に關する知識を深められるよう、関連した知識を持つ外部講師による出前講座や職場見学の機会などを含め、働くことの意義や知識等を学ぶ機会を拡充して行くこと。

## 9. 18歳選挙権に対する教育現場での対応について

改正公職選挙法の改正成立により、2016年実施の参議院選挙より選挙権年齢が18歳に引き下げられましたが、高校在学中に各種選挙で投票する生徒が出てくることとなります。

今後、教育現場において主権者教育の充実が求められる事となりますが、しっかりとした仕組みづくりを行ない混乱が生じないように進めて行くこと。

## 10. 教育行政関連の審議会・委員会・協議会等への労働者代表の参加検討について

県が行う教育行政に關連した審議会・協議会・委員会等へ、働く者の視点での意見を反映させることが出来るよう労働者代表の参加についても検討を行って行くこと。